

平成15年度地域連携システム整備事業

宮城村グリーン・ツーリズム推進計画

平成16年3月

宮城村 / 宮城村ふるさと地域づくり推進協議会

目 次

特色ある地域づくりを目指す「グリーン・ツーリズム」の推進	2
1 宮城村におけるグリーン・ツーリズムをめぐる情勢	4
2 グリーン・ツーリズムの推進方向	4
3 グリーン・ツーリズム推進のための実践プログラム	6
4 グリーン・ツーリズム推進体制の整備	8
5 情報発信体制の整備	8
6 広域連携によるグリーン・ツーリズムの取組及び合併後の対応	9
資料編 平成15年度「地域連携システム整備事業」	10
地域連携システム事業体系図	11
事業内容	11
宮城村ふるさと地域づくり推進協議会開催内容	12
宮城村型グリーン・ツーリズムの概念	13
ふるさと地域づくりの推進 - 『農』を生かした特色ある地域づくり - ...	14
推進体制：宮城村ふるさと地域づくり推進協議会	17
ふるさと地域づくり推進協議会 構成員名簿	20

特色ある地域づくりを目指す「グリーン・ツーリズム」の推進

我が国では、グリーン・ツーリズムをはじめとする都市農村交流は、都市住民にゆとりとやすらぎを、農業者に就業機会と地域活性化をもたらすとし、食料・農業・農村基本法においても重要な政策分野として位置づけられており、平成14年4月、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化している中で、「食」の安全と安心の確保に向けた改革として、また、「食」を支える「農」の構造改革を加速化させ、併せて、人と自然が共生する美の国づくりを進めるための設計図として、農業の構造改革を加速化、食の安全と安心の確保、都市と農山漁村の共生・対流、の3本柱による“「食」と「農」の再生プラン”が公表された。この3本柱の内、都市と農山漁村の共生・対流では、子ども、高齢者を含め多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、都市側の動きの支援、農山漁村の魅力の向上及びそれらのつながりの強化を図っている。

また、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」では、農林水産省は関係府省と協力し、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取り組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進するとし、経済活性化のための重要な施策として位置づけているほか、7月に副大臣会議がとりまとめた「観光振興に関する副大臣会議報告書」において、地域資源を活用した観光交流の推進に向けて、新たに講ずる施策としてライフステージに配慮した新たなグリーン・ツーリズムモデルの提案・普及方策、農山漁村情報提供の拠点整備等が位置づけられている。

このように、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けたグリーン・ツーリズムの積極的な推進が提唱されている中で、宮城村では平成15年3月に策定した「宮城村第4次総合計画」(平成15年から平成24年までの10年間)で、21世紀の村の目指す方向を、『観光レクリエーションと農業を結びつけた「花の村」』として位置づけ、村の将来像を“花とみどりとふれあいの郷 宮城”と定めたところである。

この第4次総合計画における基本計画では、花と緑のネットワーク化や森林ボランティアの活用による森林保全、また、観光面での活用を含めた土地の有効利用と産業の活性化など、自然環境と調和した土地利用の推進や村外からの来訪者などに対する「もてなしの心」の醸成と花を通じた交流の促進による美しい郷土景観の形成の推進。また、自然や文化遺産を活かした体験学習や村内のみならず

村外の人々との交流をつうじた生涯学習の推進。そして、農産物直売、果樹や花などの観光農園、特産品加工などの農業振興として農業と観光の連携と各種観光イベントや交流事業による都市住民との交流の促進を掲げているところである。

この基本計画の内容は、まさしくグリーン・ツーリズムの推進そのものであり、21世紀の特色あるむらづくりとしてグリーン・ツーリズムを積極的に推進していくものである。

平成16年12月に宮城村は前橋市へ合併することとなり宮城村は消滅することとなるが、ふるさと宮城は永遠に存続するものであり、そこに住む私たち一人一人がふるさと宮城づくり、地域づくりに積極的に関わっていく必要がある。

そこで、合併後にあってもこのグリーン・ツーリズムをキーワードとして特色ある地域づくりを推進するものである。

1 宮城村におけるグリーン・ツーリズムをめぐる情勢

宮城村は、秀峰赤城山の南麓に位置し、関東平野を一望できる、恵まれた自然と文化に育まれた地域である。また、東京都心から100km圏内にあり、都市と農村の交流を進める上で至便の距離にある。さらに、赤城温泉郷、赤城南面千本桜、赤城神社などの自然を生かした観光資源に加えて、ぐんまフラワーパークや赤城高原牧場クローネンベルク等の観光施設が開園し、年間90万人を超える観光客が宮城村を訪れている。

このような中で、平成13年3月に「宮城村都市農村交流推進計画」が策定され、果樹園を利用した観光農園や農産物直売所などにより都市住民との交流が促進されてきたほか、東京都足立区宮城小学校と宮城村立宮城小学校との交流が開始される等、都市農村交流の展開が図られてきている。

しかし、現状では、恵まれた宮城村の自然景観、歴史・文化、加えて「ぐんまフラワーパーク」などの既存の観光施設や農業・農村資源が十分に活用されていない状況にあり、今後、グリーン・ツーリズム等都市農村交流の推進を通じて、地域資源を活かした実践プログラムとシステムづくりを進め、宮城村の活性化を図ることとする。

また、平成16年12月の前橋市との合併を控える中で、地域住民の合意形成を進め、“魅力ある宮城村（地区）”に向けた地域づくりを進めるための目標（計画）づくりとその目標の実現に向けた体制づくりを早急に行うこととする。

2 グリーン・ツーリズムの推進方向

地域資源を活かしてグリーン・ツーリズムの推進により宮城村の活性化を図るためには、美しい景観の形成、歴史・伝統文化の再生、地域特産物づくり等魅力ある地域づくりを進め、それを都市住民に情報発信することにより交流人口の増加を図る必要がある。

さらに、交流の促進を通じて農村に交流ビジネス（グリーン・ツーリズムビジネス）を育成し、地域の活性化を推進することとし、次のような推進方向に沿った取組を進めていくものとする。

(1)美しい魅力的な地域づくり（むらづくり）の推進

宮城村には、豊かな自然、美しい景観や歴史・伝統文化や行事、地域特産物等多くの地域資源がある。これらは、宮城村を訪れる人にとっても、また村民にとっても重要な財産である。このため、これらの資源を再整備し魅力的な地域づくりを推進することがグリーン・ツーリズムを推進する上で最も重要である。

このため、特に自然環境の保全、美しい景観の形成、生活環境の整備を進め、快適

な「生活空間」「余暇空間」(「住んでよし、訪れてよし」)をつくるものとする。

また、村内に数多く存在する歴史建造物、伝統文化の再生等を通じて地域の「誇り」を確認するとともに、その歴史的資産を都市住民との交流に結びつけていく。

このような宮城村の魅力ある地域の情報を都市へ情報発信し、交流人口の増加に結びつけていくこととする。

(2) 地域資源を活用したグリーン・ツーリズムビジネスの育成

都市との交流の促進を通じて農村地域に交流人口を受け入れることにより、農村にマーケットを形成し、小さいながらも付加価値の高いグリーン・ツーリズムビジネスを育成する。

具体的には、宮城村の農畜産業やゆとりある農村空間を基盤として、特産品づくりや農産物直売所、農家レストラン、農家民宿等の販売・サービス産業の育成を図るほか、遊休農地を活用した滞在型市民農園、農産加工等の体験交流ビジネス、子供達への家畜とのふれあい体験サービスの推進、果樹等のオーナー制度などを育成する。また、田舎暮らしを志向する者への農園付住宅の整備等を図る。

(3) 健康福祉の連携による交流の促進

高齢化社会の到来の中で、緑豊かな自然の中での活動を通じて健康増進に寄与していくプログラム等を作成・普及していく。特に、近年健康志向との関連で人気の高まっている「ウォーキング」等の環境を整備することにより交流の促進を図る。

また、宮城村の完備したスポーツ施設を活用した交流として、中・高・大学生のスポーツ等の合宿やスポーツ交流の場としての活用を図る。

(4) 受入体制の整備

ソフト面の整備

都市住民を受け入れ交流を進めるには、受入窓口の明確化及び受入体制の整備を図る必要があるとともに、グリーン・ツーリズム推進の中核となる人材育成を図り、受け入れる人のニーズに応じた接遇ができるいわゆるホスピタリティの向上を図るための研修(内部研修、外部研修等)を行う。

また、利用者の多様なニーズに対応できるシーズンごとの体験・交流メニューづくりを進めるとともに、学校、企業、団体、友好都市等に対する継続的な情報提供などきめ細かな顧客管理を観光協会等と連携しながら行う。

ハードの整備

既存施設を利用しつつ、地域の実情に応じて宿泊施設、農家レストラン、中核とな

る体験・交流施設の整備や歴史・文化施設の再生を図っていくこととする。

また、自然環境との調和を図りつつ、体験ルートの整備を行う。

(5) 情報提供体制整備

地域の資源やグリーン・ツーリズムの実践プログラム、各種の地域の行事等を宮城村グリーン・ツーリズムのホームページと観光協会と連携した情報誌を通じて情報発信する。

また、旅行業者等との連携、他の機関、団体の広報誌等の媒体の相互連携による情報提供体制を整備するとともに、宮城村に来訪した人々による口コミによる情報の伝播を図っていくよう努める。

3 グリーン・ツーリズム推進のための実践プログラム

(1) 農業・農村資源を活かした交流体験プログラム

ゆとりある農村空間、農地の多面的利用、新鮮で豊富な食材等を活かした次のような実践的な交流体験プログラムを策定する。

市民農園（体験農園）、観光農園プログラム等

首都圏に近い利点を活かして都市と農山村を行き交う新たなライフスタイルの実現に資するデュアルライフ交流圏を形成し、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。

このため、農地の多面的利用を推進し、滞在型市民農園、観光農園、さらには、りんご、梨などの果樹オーナー制度などにより都市住民が宮城村と継続的な交流のできる場を設定する。

地域特産品プログラム

宮城村の農畜産物をはじめとする地域資源を活用した特産品づくりのプログラムを推進し、多様な農畜産加工品の商品開発を進める。

このため、地域の女性グループ等の組織の育成や専門家（機関）による指導、先進地視察等の支援を行う。また、このプログラムの成果を の食体験プログラムに結びつける。

新鮮で豊富な食材を利用した食体験プログラム

農産物直売所での新鮮で安全な農産物の販売、地域の食材を利用した郷土料理等を提供する農家レストラン、そば打ち、チーズやハム、ソーセージの加工等農畜産物加工体験等、新鮮で豊富な食材を利用した魅力ある食体験プログラムを作成する。

農園付き住宅プログラムの検討

都市住民のゆとりや安らぎを求める動きに対応し、農村のゆとりある空間を利用した農園付き住宅を整備し、田舎暮らしや都市と農山漁村を行き交う新しいライフスタイルの推進を行う。

このため、地域の土地利用との調整を図りつつ、農園付き住宅プログラムの検討を行う。

(2) 農村を舞台とした学校間交流プログラム

東京都足立区宮城小学校との学校間交流をさらに拡大し、農村を舞台とした教育的効果の増進を図るプログラムを作成する。

このため、都市の学校の受入、地域の子どもたちを含めた交流と体験メニュー（農作物や家畜とのふれあい、農村の歴史・文化の学習、自然の中での様々な体験）や、農家民泊、交流拠点施設の整備、インストラクター等の人材の養成を通じて受入体制を整備する。

また、宮城村の運動施設を都市の学校にも開放したスポーツ合宿や交流試合等、スポーツ交流の促進プログラムを作成する。

(3) 健康促進プログラム

高齢化社会に対応した健康をテーマとした実践的な体験交流プログラムを作成し、都市住民に提示する。

このため医療関係機関等と連携し、「ウォーキング」、「トレッキング」等を活用した健康プログラムや農村の自然体験の中での各種体験活動（森林浴等）を通じた健康プログラムを作成する。

(4) 歴史・文化プログラム

宮城村には、国指定重要文化財である「阿久澤家住宅」や赤城神社太々神楽、大前田諏訪神社獅子舞などの伝承・文化活動も活発に行われており、また、歴史ある神社、寺院、古民家や大前田栄五郎の生家が存在するなど歴史・文化資産に恵まれている。これらの資産を活かして、歴史・文化施設を巡る周遊コースの設定、神楽、獅子舞などの伝承活動への都市住民への参加を促すプログラムを作成する。

また、地域の歴史・文化を説明する「語り部」や地域案内人「エスコーター」等として地域の高齢者を登録し活用していくことも検討する。

(5) フラワー（花の村）・ツーリズム

宮城村には、「ぐんまフラワーパーク」があり、また赤城南面千本桜、赤城神社参

道松並木とつつじ群など、花・花木が重要な観光資源となっている。また、平成14年4月には「花いっぱい・元気いっぱい」花の村宣言を行い、花をキーワードにしたむらづくりを進めていることから、こうした花の資源や活動をより一層拡大させ、都市住民との交流の中で花を楽しむフラワー・ツーリズムを宮城村グリーン・ツーリズムの一環として取り組むこととする。

4 グリーン・ツーリズム推進体制の整備

宮城村におけるグリーン・ツーリズムの推進は、地域の関係者が一体となった地域ぐるみの推進体制を整備することが重要であり、関係機関、団体、個人等の地域の人々の意見が反映できる協議会組織をつくり、地域の合意形成の下に全体的な方向を決めていくこととする。

平成15年に「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」が発足し協議を重ねてきたが、この組織を推進体制の中核とし、その下に実践組織を組織し、JAや行政等の支援の下に推進計画に盛り込まれたプログラムを実践していくこととする。実践組織には、女性、高齢者、教育関係者等の参加が必要と考えられ、できればテーマごとの部会を設けるものとする。

また、グリーン・ツーリズムを推進するための人材の育成を図る必要があることから、地域を案内するエスコーター、体験交流活動の指導者であるインストラクター、地域の計画を企画立案調整するコーディネーター等を育成する。

また、地域づくりや交流を支援する都市のボランティアグループやNPO等との協力、連携を図ることも重要である。

5 情報発信体制の整備

地域の魅力を都市住民に情報発信するとともに、都市住民のニーズを把握し、これを地域の交流体験活動に活かす都市と農村の相互情報システムを構築する。

このため、宮城村グリーン・ツーリズムのホームページや情報誌を通じた独自の情報の提供、旅行業者や関係団体等との連携、新聞、テレビ等各種メディアを通じた情報発信等を行う。

また、グリーン・ツーリズムは口コミによる情報の提供が重要な役割を果たすことから、観光協会等と連携させた継続的な情報提供に努め、これらの人々を通じて情報の広がりを図る。

また、都市にいる宮城村出身者や宮城村ファンクラブ（応援団）の育成を通じて口コミ等による情報の伝播を図る。

6 広域連携によるグリーン・ツーリズムの取組及び合併後の対応

12月に前橋市と合併をすることにより、宮城村グリーン・ツーリズムも広域的な連携を図ることも視野にいれておく必要がある。

前橋市の都市部との連携、近隣旧市町村と連携を通じて、互いに足らざるところを補完していく姿勢が必要であり、今後の交流、体験施設等の配置についても新しい市の行政区域に応じた対応が必要となる。

一方、合併後も宮城村のアイデンティを維持するためには、地域の人々の合意形成の下に、ふるさとを大切にするという共通の理念を持って組織活動を継続していくことが重要である。

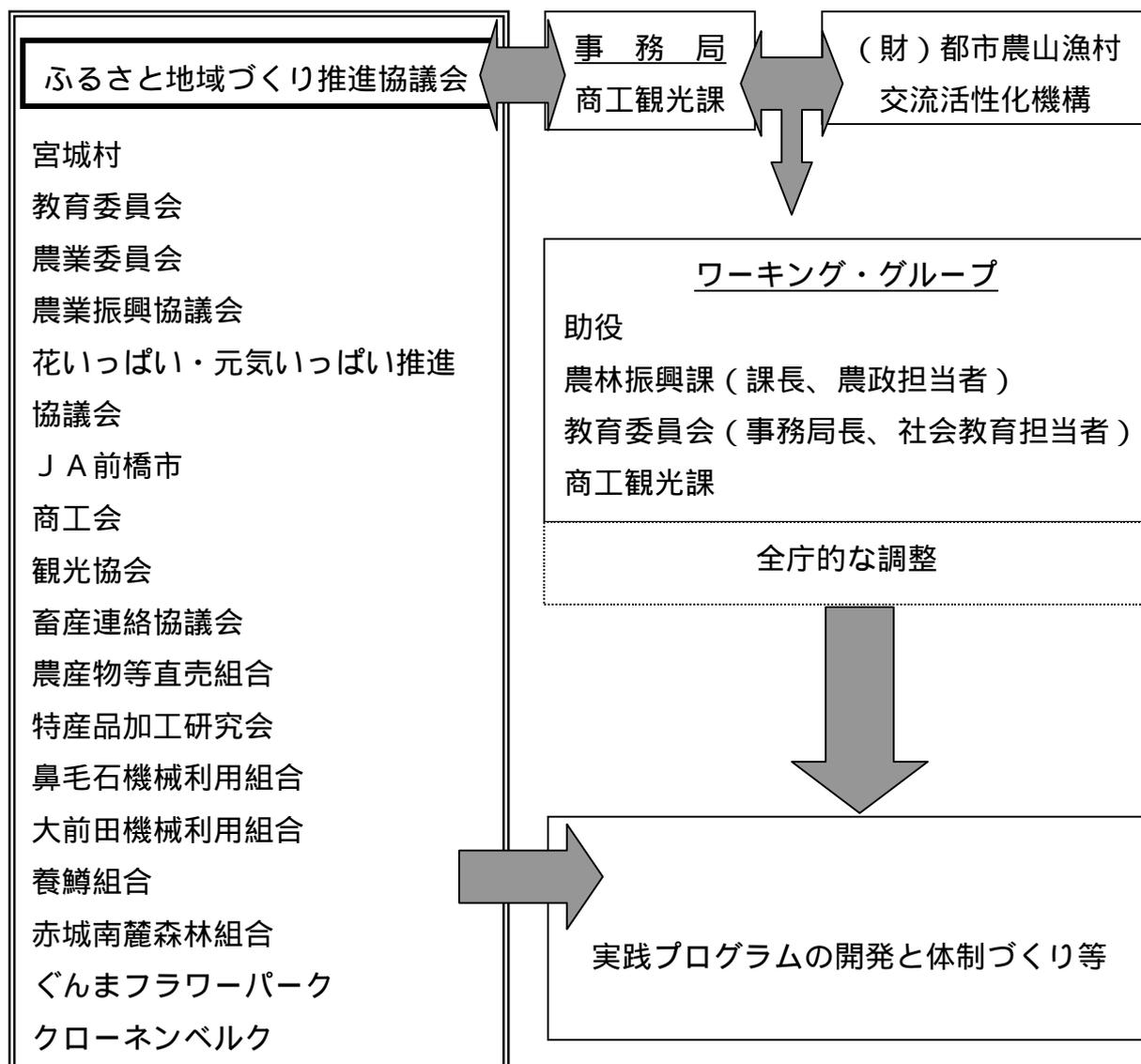
このため「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を合併後における地域の共通名称とすることも考慮し、本協議会の通称を「赤城南麓交流村」とし、グリーン・ツーリズムの推進を図ることとする。

また、今後の推進によっては、NPO等の法人格をもった組織として地域のグリーン・ツーリズムの推進主体として考えていくことも重要である。

資 料 編

平成 1 5 年度「地域連携システム整備事業」

地域連携システム事業体系図



事業内容

- (1) 宮城村グリーン・ツーリズムのコンセプトづくり
都市農村交流セミナーの開催
「グリーン・ツーリズムで元気なむらづくり」
- (2) 宮城村グリーン・ツーリズム実践プログラムの開発
現状の取組をグリーン・ツーリズムとして発展させる
新たな実践プログラムの提案
グリーン・ツーリズム推進体制づくり
- (3) 宮城村グリーン・ツーリズムの情報発信
グリーン・ツーリズムのホームページの開設
- (4) 調査・研究

先進地視察
構造改革特区

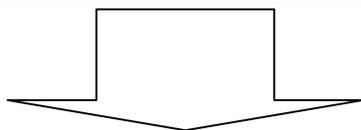
宮城村ふるさと地域づくり推進協議会開催内容

項 目	実 施 日	内 容 等
第 1 回推進協議会	平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日 (月)	事業計画等について
第 2 回推進協議会	平成 1 6 年 1 月 2 8 日 (水)	宮城村型グリーン・ツーリズム の検討
第 3 回推進協議会	平成 1 6 年 2 月 2 7 日 (金)	宮城村型グリーン・ツーリズム の検討
都市農村交流セミナー	平成 1 6 年 3 月 7 日 (日)	グリーン・ツーリズムで元気な むらづくり
先進地視察	平成 1 6 年 3 月 9 日 (火)	長野県飯田市
第 4 回推進協議会	平成 1 6 年 3 月 2 9 日 (月)	宮城村型グリーン・ツーリズム の検討と推進体制

宮城村型グリーン・ツーリズムの概念

日本で用いられているグリーン・ツーリズムは、その曖昧さを含みつつ、比較的広い概念としてとらえられている。

第1	都市住民からみた概念	豊かな自然や美しい景観のある農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ余暇活動 子どもの貴重な自然・文化の体験・学習機会
第2	農村住民からみた概念	宿泊、レストラン、直売所事業などの新しいサービス業や観光・市民農園などの交流型産業を振興し、社会的・経済的活性化を図る
第3	農村環境からみた概念	グリーン・ツーリズム資源である農村の自然・景観・生活文化などの環境の維持・保全



上記の3つの概念を含めて考えると

**農村における自然・景観・暮らし・文化などの
地域資源や人との交流やふれあいを通じての
新しい観光形態の一つ**

グリーン・ツーリズム展開の効果

1. 農山漁村の経済活性化効果

宿泊、レストラン、直売事業など農林畜水産物の加工、販売などのサービス産業（6次産業）や観光農園、市民農園、体験ふれあい型農業等の交流型農林漁業により地元での農林水産物等の流通が活発化し、経済活性化効果が生ずる。

2. 農山漁村の社会活性化効果

農村住民同士の交流、農村住民と都市住民との交流による活性化効果を生み出す。また、農山漁村にある自然、景観、暮らし、歴史、文化などの地域資源を活用するグリーン・ツーリズムが地域のむらづくりの有効な手段となる。

3. 農村環境の保全効果

農山漁村の豊かな自然、美しい景観、おいしい空気と水は貴重な資源であり、グリーン・ツーリズムの推進は、自然環境や農村景観の保全など環境空間づくりに寄

与する。

グリーン・ツーリズムの愛好者は、自然志向、田舎志向、ふるさと志向、健康志向を持つ。

その農村のファン、PRマンとなり、あるいは応援団、第2村民的な性格を持つ。

ふるさと地域づくりの推進 - 『農』を生かした特色ある地域づくり -

都市計画では、都市と農村はともに半人前で、互いに共生しあい両者が一体的総合的に計画されて本当の地域づくり、国づくりができると言われている。

21世紀は自然・環境・地域と共生する時代であると言われ、特に国土や環境の保全・地域文化の創造・多自然居住の舞台である農村と都市との共生を考えていくことが重要である。また、地域における社会活性化策として、地域資源を生かした地域づくり活動をそれぞれの地域で実践することが重要となっている。

そのためには、都市と農村、そして地域内による交流活動がもっとも有効な手段であり、こうしたむらづくり、地域づくりは、いわば「農」との関係、「農」とのつきあい方を創り出すことと言える。

「農」を生かした地域づくり

1 : [個性] ある地域を創り出す

= 地域資源を再認識し、地域をデザインする

「農」景観・環境づくり：自然、土、水

「農」文化づくり：歴史、祭り、花、人の温もり

「農」食づくり：作り手の気持ちが伝わる食

2 : 観光の最大の魅力は [体験]

= 地域の個性を体験することが最大の魅力

自然を体験する

文化を体験する

食を体験する

農を体験する

3 : [魅力] がしみ出てくるように

= 魅力がしみ出てくる地域を創るために
地域住民が自主的に
ゆっくりと時間をかけ
交流を楽しみながら
地域づくりを行う

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会による推進

「農」を生かした地域づくり（ふるさと地域づくり）を推進するために、住民を主体とした「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を組織する。

1：役割

ニーズ等を的確に捉え、地域づくりの方向性を示すと共に推進の母体となる。
事業の実施への協力体制や情報発信などの調整役
行政など各関係機関との調整を図ると共に要請等を働きかける。

2：活動の基本方針

既存組織等の主体的な活動からスタートさせ、目的別組織づくりへと展開する。
活動の基本は、受益者負担を目指す。

3：活動の方向性

- (1) 地域住民と都市住民で地域における魅力資源の発掘・育成に取り組む
都市住民との交流活動等をとおして、地域の魅力資源の再発見を促し、
それら資源を生かす取り組み内容について、地域住民と都市住民の双方
を対象に検討を行う。
- (2) 交流を発展させた都市との継続的な連携方策
都市向けモニター（交流会・イベント・直売活動）の実施
農村・農業体験メニューの実施
地域性のある「食」の提供を検討
観光施設等の活用
- (3) 地域における継続可能な受け入れ体制等の検討
受け入れ側が生きがいを持ち、継続して取り組むための方法

地域の活性化につながるための工夫
 地域住民が主体的に取り組むための工夫

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会 事業計画

1. 地域の魅力資源の発掘・育成

事業名	内 容	具体例
「里」づくり事業	自治会や任意団体による、地域の歴史や祭り、景観、環境等を生かした「里」づくりを推進 ・「里」= 地域の誇りづくり ・生涯学習との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマユリの里（苗ヶ島） ・芙蓉の里（大前田） ・名水の里（市之関） ・竹の里（柏倉） ・オオムラサキやどんぐりの森（鼻毛石） ・赤城神社（三夜沢） ・獅子舞（大前田） ・ホタルの里
農村楽習事業	農産物加工や郷土の歴史等をテーマにした楽習会	<ul style="list-style-type: none"> ・大前田栄五郎、井上浦造、東宮鉄男、東宮佐七、斎藤多須久、斎藤玉男、東宮七男 ・郷土食教室 ・農産加工起業セミナー ・名人、達人教室

2. 交流事業

事業名	内 容	具体例
交流拠点による交流事業	直売所や観光施設を拠点とした交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・田舎散策コース ・収穫祭
農村・農業体験事業	農家や任意団体による、農村・農業体験を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し農園 ・そば打ち体験 ・米づくり体験 ・星空ウオッチング
観光との連携事業	観光事業と連携させた事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設と観光農園のネットワーク化 ・観光イベントへの参加

食育事業	郷土の食材を使った郷土料理や加工品、地産地消による健康で豊かな食文化を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理教室 ・郷土料理晩餐会 ・スローフード運動の推進
------	---------------------------------------	---

3. 情報発信

事業名	内 容	具体例
情報発信事業	観光事業と連携したホームページ、情報誌による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・情報誌の発行

推進体制：宮城村ふるさと地域づくり推進協議会

項 目	内 容	備 考
1. 目的	この協議会は、宮城村の恵まれた自然・景観・暮らし・文化などの地域資源や人との交流、ふれあいを通じた宮城村型グリーン・ツーリズムを推進することにより、潤いと活力を生み出し、もって、地域経済の振興とその基盤の整備など地域の発展に寄与することを目的とする。	【グリーン・ツーリズム】 宮城村における自然・景観・暮らし・文化などの地域資源や人との交流、ふれあいを通じての新しい観光形態
2. 事業	(1)宮城村型グリーン・ツーリズムの広報・啓蒙 (2)宮城村型グリーン・ツーリズム事業の計画・実施 (3)宮城村型グリーン・ツーリズム推進についての調査研究 (4)関連諸団体との連携 (5)その他目的達成に関し必要な事項	
3. 名 称	宮城村ふるさと地域づくり推進協議会 通称 赤城南麓交流村	
4. 事務局	事務局は宮城村商工観光課内に置く。	

5 . 会員	<ul style="list-style-type: none"> ・この協議会は、目的に賛同する村民、村内の団体のほか、会長が許可する者をもって組織する。 ・会員になろうとする者は会長に申し出て許可を受けなければならない。 ・脱会する者は、会長に申し出なければならない。 	
6 . 役員	<ul style="list-style-type: none"> (1)会長：1名 (2)副会長：2名 (3)監事：2名 ・役員は会員の互選とし総会で選出 ・役員任期は2年とし再任は妨げない。 	
7 . 役員職務	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は役員会を構成し、業務の運営にあたる。 ・会長は会務を処理し、協議会を代表する。 ・副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。 ・監事は事業報告及び収支決算等の監査を行う。 	
8 . 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の事業を推進するため部会を設置することができる。 ・部会は、部会員の互選により以下の役員を定め役員会の構成員とする。 (1)部会長：1名 (2)副部会長：1名 	
9 . 参与	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営及び事業の執行に関し、助言又は指導を得るため参与を置くことができる。 ・参与は会長が委嘱する。 	

<p>10 . 会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は、総会・役員会とする。 ・ 役員会は必要に応じて会長が招集する。 ・ 総会及び役員会の会議の議長は会長とする。 ・ 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。 ・ 会議は、構成員の過半数をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は会長の決するところによる。 ・ 総会の議決を必要とする事項 規約の変更 事業計画・収支予算の設定 事業報告・収支決算の承認 その他重要な事項 	
<p>11 . 事業の執行及び財務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 ・ 協議会は当分の間、助成金等をもって充てる。 	<p>設立年度は、設立日から</p>

ふるさと地域づくり推進協議会 構成員名簿

No	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	宮城村	村 長	櫻 井 敏 道	
2	宮城村教育委員会	委員長	深 町 顯	
3	宮城村農業委員会	会 長	北 爪 昭 寿	
4	宮城村農業振興協議会	事務局長	有 本 親 史	
5	花いっぱい・元気いっぱい推進協議会	指導員長	石 橋 照 夫	
6	J A 前橋市	副会長 理事	前 原 良 男	
7	宮城村商工会	会 長	東 宮 惇 允	
8	宮城村観光協会	会 長	小 堀 長 夫	
9	宮城村畜産連絡協議会	会 長	小 堀 正 一	
10	宮城村農産物等直売組合	組合長	角 田 浩 一	
11	宮城村特産品加工研究会	会 長	石 原 芳 子	
12	鼻毛石機械利用組合	組合長	北 爪 久 夫	
13	大前田機械利用組合	組合長	磯 田 道 則	
14	宮城村養鱒組合	組合長	大 崎 福 二	
15	赤城南麓森林組合	組合長	阿 久 沢 勝 史	

16	(財)群馬県フラワー協会	理事兼園芸 主幹	加藤 康 正	
17	赤城高原牧場クローネンベルク	課長代理	諸 田 稔	
18	自然耕房(株)	代表 取締役	佐 藤 英 久	
19	宮城村どんぐりの森を育てる会	会 長	細 井 正	

平成15年度地域連携システム整備事業

宮城村グリーン・ツーリズム推進計画

平成16年3月

発行・編集 宮城村役場商工観光課

〒371-0294 群馬県勢多郡宮城村大字鼻毛石1426-3

電話 027-283-2131 FAX 027-283-2358

e-mail kankou@myg.or.jp

URL <http://www.myg.or.jp> (宮城村公式ホームページ)

URL <http://www.hurusato-miyagi.jp> (赤城南麓交流村ホームページ)

調査・協力 財団法人 都市農山漁村交流活性化機構

The organization Urban-Rural Interchange Revitalization

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-3 不二ビル8F

電話 03-3548-2711 FAX 03-3276-6771

URL <http://www.kouryu.or.jp>